

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等 (地域の概要)

当市は、平成 18 年 1 月 1 日に「平賀町」「尾上町」「碇ヶ関村」が合併して誕生した青森県内 10 番目の市である。

青森県津軽地域の南に位置し、冷涼な気候で自然災害も少なく、安定した地盤を持ち、廉価で広大な土地を有し、豊富な工業用水もある。更には、車で 30 分程度の範囲内に大学や高校が 10 校以上あり、良質な労働力の確保が容易な地域である。

津軽の中心「弘前市」を中心とした弘前広域都市計画に属し、高速道路をはじめとした陸路の高速交通体系が整備されている。また、青森空港へのアクセスで東京、大阪、名古屋、神戸、札幌に直結している。

(地域の人口構造)

当市の人口は減少の一途をたどり、令和 7 年に 29,353 人と 3 万人を割り込んでいる。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 12 年の人口は 26,476 人と推定され、今後も更なる人口減少とそれに伴う労働力不足や地域経済の縮小が懸念される。

(産業構造及び中小企業者の実態等)

当市には松崎工業団地、尾上農工団地の 2 つの工業団地が立地している。多くの企業が立地操業から 20~30 年を経過しており、老朽化した設備の更新時期を迎えている。また、市内には中小企業が多く、物価上昇、原材料の高騰や国内外での価格競争の激化などにより、厳しい経営状況が続いている。

産業別就業人口の推移は、国勢調査によると平成 27 年においては第 1 次産業 3,972 人、第 2 次産業 3,630 人、第 3 次産業 8,641 人となっている。令和 2 年においては第 1 次産業 3,690 人、第 2 次産業 3,534 人、第 3 次産業 8,633 人となっている。

今後、人口減少社会が進展していくことに伴い、労働力不足が顕在化する中で、市内の中小企業が生産活動を維持・発展させていくためには、生産性の向上を図ることが重要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済が持続・成長していくことを目指す。

そこで、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目指す。

2 先端設備等の種類

市内に立地する企業の約半数は製造業であり、多くの雇用を生み出すことから、市にとって重要な産業である。 製造業の中でも最も多い企業は、電気機器や電子部品製造業であり、半数を占めている。次に多い企業は、食品製造業であり3割を占めている。食品製造業者の半数は、りんご等の地元の特産品を利用した付加価値の高い食品を製造しており、地元農産物の消費拡大、地域の物産振興に大きな役割を果たしている。

これら多種多様な産業及びそれに伴う設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

市内企業の約半数が平成3年から平成7年にかけて造成した松崎工業団地と尾上農工団地の2つの工業団地に立地し、それ以外の企業は市内全域に点在している。いずれの企業も地元雇用に大きく貢献しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象となる区域は市内全域とする。

（2）対象業種・事業

事業者による新商品開発や新分野新事業への進出、エネルギー関連をはじめとした成長分野などの新しい産業も促進する必要があることから、対象を全ての業種とする。

また、生産性向上に向けた取組は、機械装置の更新や増設、測定工具や検査工具の導入、ソフトウェアの更新等、多様であるため、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月6日から令和9年7月5日までの2年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。